

○希望型指名競争入札方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約の締結に関し希望型指名競争入札方式による入札を実施することにより、指名競争入札の透明性、競争性及び公平性の改善を図るとともに建設業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(他の規定との関係)

第2条 希望型指名競争入札方式の実施については、この要領に規定する事項のほか、貝塚市建設工事入札実施要綱及び貝塚市建設工事指名業者選定要綱に定めるところによる。

(実施対象工事と応募対象者の範囲の決定)

第3条 希望型指名競争入札方式の実施対象工事は、一般競争入札により実施する工事を除くすべての工事とする。ただし、貝塚市建設工事等入札契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）が希望型指名競争入札方式の実施により難しいと認める工事を除く。

2 応募対象者の範囲は、審査委員会において決定する。

(参加希望工事件数)

第4条 応募対象者が希望型指名競争入札に参加を希望できる工事件数は、市内に本社（本店）を有している建設業者については、応募対象となるすべての工事とする。

(入札参加者の公募)

第5条 審査委員会が応募対象者の範囲を決定したときは、市は速やかに工事の概要、応募対象者に関する事項、その他市長が必要があると認める事項を市役所契約検査課掲示板に掲示することにより入札参加者を公募する。

(応募書類の提出)

第6条 希望型指名競争入札に参加希望する者は、市が定めた期間内に入札参加申込書類を提出しなければならない。

(入札参加者の決定)

第7条 市は、参加申込書類を提出した者について審査し、入札参加者として決定したときは、その者を公表するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、入札参加者として指名しなかった者に対しては、市はその理由を付してその旨を通知するものとする。

(希望型指名競争入札の中止)

第8条 市は、前条の規定による選定の結果、希望型指名競争入札に参加させようとする者の人数が2に満たないときは、当該入札を中止するものとする。

(書類の様式)

第9条 この要領の施行に関し必要な書類の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第10条 この要領に定めのない事項又はこの要領により難しい特別の事情がある場合は、審査委員会の審議を経て市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。